

WestlawJapan 法令あらまし

【掲載官報】

平成 22 年 10 月 27 日 号外第 225 号

【法令名】

○薬事法施行令の一部を改正する政令

【法令番号】

平成 22 年 10 月 27 日 政令第 218 号

【管轄省庁】

厚生労働省

【施行期日】

平成 22 年 10 月 27 日

【制定の根拠規定】

薬事法（昭和35年法律第145号）第67条第1項

【法令のあらまし】

医薬関係者以外の一般人を対象とする広告を制限する必要がある医薬品を指定する。

- ・ベンダムスチン、その塩類及びそれらの製剤

(別表第2関係)

【改正される法令】

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）

.....